御嶽山火山防災協議会規約 新旧対照表

旧(現行)

第1条~第5条第3項 略

第5条

4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曽地域振興局<u>総務管理課長</u>、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は長野県幹事会が木曽町総務課危機管理室長、王滝村総務課長及び上松町危機管理課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理課長及び下呂市危機管理課長とする。

第5条第5項~第7条 略

第8条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、 長野県木曽地域振興局<u>総務管理課</u>、木曽町総務課危機管理室、王滝村総務 課、上松町危機管理課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市危機管理 課及び下呂市危機管理課が合同で行う。

第9条 略

附 則

この規約は、平成26年12月24日から施行する。

なお、「御嶽山火山対策会議」(平成3年5月7日設置)及び「御嶽山火山 性地震等防災対策連絡会議」(平成19年1月31日設置)は、同日をもって廃 止する。

(中略)

附 則

この規約は、令和2年2月14日から施行する。

第5条

第1条~第5条第3項

4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曽地域振興局<u>総務管理・環境課長</u>、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は長野県幹事会が木曽町総務課危機管理室長、王滝村総務課長及び上松町危機管理課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理課長及び下呂市危機管理課長とする。

新(改正案)

第5条第5項~第7条 瞬

第8条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、 長野県木曽地域振興局総務管理・環境課、木曽町総務課危機管理室、王滝 村総務課、上松町危機管理課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市危 機管理課及び下呂市危機管理課が合同で行う。

第9条 略

附 則

この規約は、平成26年12月24日から施行する。

なお、「御嶽山火山対策会議」(平成3年5月7日設置)及び「御嶽山火山 性地震等防災対策連絡会議」(平成19年1月31日設置)は、同日をもって廃 止する。

(中略)

附 則

この規約は、令和2年2月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年3月 日から施行する。

旧(現行)				新(改正案)			
別表 1				別表 1			
区分 (法第4条第2項 中該当する号)	所属	職名(氏名)		区分 (法第4条第2項 中該当する号)	所属	職名(氏名)	
第2号	気象庁 <u>火山課</u>	火山対策官		第2号	気象庁 <u>地震火山部火山監視課</u> 火山監視・警報センター	所長	
別表 2 [長野県幹事会]				別表 2 [長野県幹事会]			
所属		役職	備考		所属		備考
長野県木曽地域振興局 <u>総務管理課</u>		課長		長野県木曽地域振興局 <u>総務管理・環境課</u>		課長	
気象庁 <u>火山課</u> 火山監視・警報センター		火山防災官		気象庁 <u>地震火山部火山監視課</u> 火山監視・警報センター		火山防災官	
[岐阜県幹事会]				[岐阜県幹事会]			
所属		役職	備考	所属		役職	備考
気象庁 <u>火山課</u> 火山監視・警報センター		火山防災官		気象庁 <u>地震火山部火山監視課</u> 火山監視・警報センター		火山防災官	